

平成23年度 香美市商工会空き店舗等利活用助成金募集要項

1 目的

この要項は、香美市商工観光振興事業補助金を受け、市内空き店舗並びに空き工場対策事業として、空き店舗等を活用し開業する場合に経費の一部を市からの補助金の範囲内で支援し、香美市の活性化を促すとともに、雇用の創出を図ることを目的とするものです。

2 対象者

1. 香美市において、空き店舗等を活用し、新たに事業を行おうとする者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種を主な事業とする者は除く。
2. 法人にあっては、中小企業基本法(昭和38年法律第122号)第2条に規定する中小企業者であること。
3. 香美市に本店又は支店等がある法人又は香美市に本店又は支店等の開設を予定している法人。個人にあっては、香美市に住所を有する者。
4. 香美市商工会の会員事業所であること。(事業実施後の加入も可)
5. 市町村税(国民健康保険税を含む)を滞納していない者。
6. 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業は除く。
7. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団の統制下にあるもの又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制化にあるものでないこと。
8. 平成23年9月30日までに事業を開始できるものであり、かつ事業の開始の日又は交付決定の日、いずれか遅い日から6ヶ月以上継続して事業を行うものであること。
9. 助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと。
10. その他商工会長が認める者。

3 対象となる地域

1. 香美市内とする。

4 助成内容

空き店舗等において事業を実施するための必要経費

1. 店舗等の内装経費(経費の1/2以内を助成)
2. 什器、備品の購入費用(経費の1/2以内を助成)
3. 空き店舗の貸借料(家賃等、賃貸借契約に定められた賃借料であり、管理費、共益費等店舗そのものの賃借料と認められないものは除く)の1/2以内を助成、ただし事業開始又は交付決定の月から6ヶ月以内とする。

予算の範囲内において、助成額を調整することがあります。

各助成対象経費の2分の1に相当する額に1,000円未満の端数が生じるときは、それぞれの端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

交付可の決定を受けた者は、交付決定の日又は事業開始の日のいずれか遅い日から6ヵ月以降、平成24年3月31日までに様式4に必要書類を添えて香美市商工会に請求すること。

5 助成する金額

1事業者50万円以内

6 募集期間

平成23年5月1日～平成23年7月31日

7 応募の方法

助成金の交付を受けようとするものは、様式1により、必要書類を添えて香美市商工会に提出すること。

〒782-0034 高知県香美市土佐山田町宝町2丁目2-27 香美市商工会
電話 0887-53-4111 FAX 0887-53-4113

8 選考

助成の決定については、予算の範囲内において、申請者のヒアリング等を経て審査会により決定する。

9 お問い合わせ先

〒782-0034 高知県香美市土佐山田町宝町2丁目2-27 香美市商工会
電話 0887-53-4111 FAX 0887-53-4113